

令和 6 年 6 月 6 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 加藤 秀之

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】見附市においての柏崎刈羽原発諸問題について考える

答弁を求める者 市長

今回は見附市において柏崎刈羽原発に関わる市民の暮らしを考えた視点での諸問題等について質問をさせていただきます。質問内容につきましては 2024 年 3 月 8 日に放映された NHK・首都圏情報ネタドリ、新潟日報原発関連記事・みつけ新聞原発関連記事を参考にさせていただき、また、自身が参加している UPZ 研究会における勉強会、本年 4 月 9 日に見附市文化ホールアルカディアでの東京電力の住民説明会を基盤にまた、4 月 26 日に原発 7 号機では、原子炉に核燃料装填が終わるなど再稼働に向けた準備が最終段階に入っている現状から、私がお聞きした市民の方からのご意見や特に皆さんが感じておられる原発における不安の声を受け止め、能登半島地震が突きつけた複合災害リスク(家屋の倒壊・道路の寸断)、大雪時の避難から問題を提起し、見附市は柏崎刈羽原子力発電所から 30 km の範囲に市の面積の約 30 %、人口の約 60 %が含まれており、市全域が避難準備区域に指定されていることを踏まえて質問させていただきます。

今一度考えていただきたい。私たちの住む新潟県には、たくさんの美しい自然とそこに住む多くの人たちの暮らしがあります。この美しい自然や一人ひとりの暮らしをどうするか。それを決めるのは住民一人ひとりと住んでいる自治体のはずです。ところが、こと原発の再稼働に関しては周辺の自治体には「モノを言う仕組み」(実効性を伴った発言権)がありません。世界最大級の原発、柏崎刈羽原子力発電所の周辺 30 km の圏内には約 44 万人の住民が日々の暮らしを営んでいます。そして、原発では周辺の

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



市町村にも防災計画や避難計画も策定する義務が課されています。このような義務だけあって「モノを言う仕組み」がないのはおかしいのではないのでしょうか。以下質問します。

1. 避難について、これは能登半島地震から単独の災害と複合災害を比較して、UPZ圏内での屋内待避の危険性（耐震性から）と道路の寸断、渋滞などから複数避難経路の避難計画を考える必要性があるのではないかと考えます。茨城県日立市の担当者は「我々は気づいていない、もしくはまだ得られていない声を拾って」とのコメントをされています。住民も行政も他人事でないと考えます。昨年11月23日に原子力防災訓練が行われました。現在の避難計画等の進捗状況、特に避難場所の市民周知について、事故時に多くの市民は避難場所を承知していない。改めて避難場所指定の考え方及び避難場所の市民周知の徹底をすべきと考えるが市の見解をお伺いすると同時に今後の計画（広域避難訓練など）についてもお伺いします。
2. 本年4月26日に原発7号機では原子炉に核燃料装填が終わり、再稼働に向けた準備は最終段階に入っている。他県の地元同意のプロセス（福井県・鹿児島県）と新潟の地元同意は異なる。また、新潟日報の行った県議のアンケートなど能登半島地震以降再稼働をめぐる議論に与える影響から活発な議論の場の必要性を感じますが、住民に対して示される議論の場はどのように考えておられるのかを見附市としての方向性をお伺いします。
3. 本年5月10日に東京電力柏崎刈羽原発をめぐり、県内の全市町村でつくる「原子力安全対策に関する研究会」の実務担当者会議が開催されました。会議上長岡市の担当者から東電に対し「県民の理解や信頼を得ているという点においてバランスを欠いている」との指摘がありました。同会議上では見附市の担当者から質問はあったのでしょうか。踏まえて3月議会一般質問で県議員が質問した「事前了解権の必要性」について再度、市長のお考えをお伺いします。